

特別養護老人ホームつばさ豊田 虐待防止マニュアル（指針）

1 はじめに

介護保険制度の普及、活用が進む一方、高齢者に対する身体的・心理的虐待やネグレクトなどが社会問題となっている。当然、介護保険施設における虐待はあってはならないものであり、虐待防止の推進役でなければならない。

特別養護老人ホームつばさ豊田（以下、「当施設」という。）においても、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号）（以下、高齢者虐待防止法という）の施行を受け、高齢者虐待の予防的観点からマニュアルを作成し、介護技術の向上や身体拘束廃止等とあわせて、知識・技術の向上に努め、虐待を防止するものである。

2 対象

高齢者虐待防止法に定める高齢者とは、65 歳以上のものをいうが、本マニュアルにおいては、当施設における施設サービス及び在宅サービス、そのほか当施設のサービスを利用する全ての利用者及び職員等を対象とする。

3 高齢者虐待について

高齢者虐待防止法においては、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれたもの」とされており、具体的な一例としては次のものが挙げられる。

（高齢者虐待の事例）

区 分	内容と具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 《具体的な例》 ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる。やけど、打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束（緊急やむを得ない場合に該当する 3 要件を満たさず、期間やその経過観察がないもの）、抑制をする等
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 《具体的な例》 ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話したりなどにより高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱をこめて、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのに意図的に無視する、等

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。 《具体的な例》 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、等
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 《具体的な例》 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の自宅を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する、等
介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。 《具体的な例》 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れていたりする ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって 続いたり、脱水状態や栄養失調の状態であったりする ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限等

「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（財団法人医療経済研究機構）

4 虐待防止に向けた体制

- (1) 高齢者虐待防止全般について所管する、虐待防止委員会を設置する。
- (2) 委員会は、3 か月に 1 回開催するほか、虐待防止に関する協議事項が発生したとき、虐待事例が発生したときは、随時開催する。
- (3) 委員会は、次の事項について検討する。
 - ① 虐待の防止のためのマニュアル（指針）の整備に関すること。
 - ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ③ 虐待及び虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ⑥ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
 - ⑦ その他、委員会において必要があると認める事項。
- (4) 各事業所の責任者及び担当者は、「苦情対応マニュアル」の苦情受付責任者及び担当者が兼任する。
- (5) 委員会で決定した事項は、事業所従業員に周知する。

5 具体的取組み

(1) 虐待防止の取り組み（予防的観点から）

- ① 施設の理念として身体拘束防止及び、虐待防止について職員間において共有する。
- ② 職員会議等において、虐待防止について、定期的に研修を行い、再確認する場を設けることとし、虐待防止委員会が所管する。また、新規採用時にも虐待防止のための研修を行うこととする。
- ③ 虐待防止の実現及びこれらが起こらないよう「個別ケア」、「認知症ケアの研修」等について積極的な研修を行う。このことについては、教育委員会及びユニットケア推進委員会が所管する。
- ④ 苦情受付や苦情があった場合においては、施設における「苦情対応マニュアル」に基づき、適正な対応を取る。
- ⑤ インシデントレポートを積極的に活用し、早期発見に努める。このことについては、虐待防止委員会等担当職員が担当する。
- ⑥ 業務内外における精神的ストレス、病気などにより、利用者虐待に繋がる恐れもあるため、ユニットリーダー、課長等の責任者は、職員の細かな変化に気を配り、相談しやすい雰囲気を作る。また、目標管理シートを積極的に活用し、日々の様子によっては、面接の機会を設ける。尚、個人で対応するのではなく、施設全体で組織として対応することが必要であることから、サービス提供委員会が所管する。

6 虐待対応

(1) 虐待の早期発見（疑いも含む）

- ① 虐待が疑われるケースが発見された場合は、速やかにユニットリーダー、課長等を経由し、施設長まで、報告を行う。また、疑わしい状態の場合においても同様とする。（具体的な内容については、「3. 高齢者虐待について」を参照）
- ② 客観的な情報から、虐待が強く疑われる場合には、ユニットリーダーを通じて、課長と協議の上、勤務形態を見直す。
- ③ 虐待が疑われる場合においても客観的な情報収集に努め、必要に応じて、関係者の面談を行う。このことについては、事務次長が所管する。
- ④ 家族への報告、連絡を行う。このことについては、生活相談員が所管する。
- ⑤ 入所者の表情や着替え時での虐待が発見された場合（疑いを含む）の報告について、各種マニュアルを参考とし、各部署において、周知する。
- ⑥ ヒヤリハットによる報告を徹底する。（傷等の発見についての報告についてなど）

(2) 虐待発生後の対応（強い疑いを含む）

- ① 虐待発生後は、利用者の安全を最優先に確保する。（本人の安全確認、治療の必要性の有無、不安を取り除くなど）また、迅速に家族等へ報告すると共に、行政等関係機

関へ報告を行う。このことについては、施設長が所管し、必要に応じて各担当者へ委任する。

② 関係者に対する面談を行う。このことについては、施設長若しくは事務次長が担当する。

③ 関係者の処分に当たっては、就業規則に則り、適正に対処する。

7 虐待の再発防止の取り組み

虐待の事例に対する発生の原因の調査・分析を虐待防止委員会等において行い、職員会議において、報告を行う。

① 上記をもとに、再発防止へ向けての研修を行う。

② 職員間で話し合う機会を設ける。

8 成年後見制度の利用支援

家族がいない、または、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センターや障害者の基幹相談支援センター、成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援する。

9 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談については、虐待防止委員会に報告し、以後虐待防止委員会において対応する。

(2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(3) 対応の流れは、上述の「6 虐待対応」に依るものとする。

(4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

10 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者・家族等がいつでも本指針を閲覧することができるよう事業所内に掲示し、また、当施設ホームページに掲載する。

11 その他虐待の防止の推進

5に定める研修会のほか、県、市及び関係団体等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

平成 22 年 11 月 1 日 作成

平成 29 年 6 月 改訂

令和 6 年 9 月 改訂

令和 7 年 5 月 改訂